官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○山村振興法施行規則の一部を改正する省令（総務・農林水産・国土交通一）　二
○奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令（同二）
○個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令（財務六五）
○小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八六）
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院四）　二
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二五）　三
〔法規的告示〕
○幹部候補育成課程の運用の基準の一部を改正する件（内閣官房四）　三
〔その他告示〕
○発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一〇）　三
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁一〇）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八六）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一六四七～一六五四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一四四、一四五）　六
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通一三二六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三二七、一三二九）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一三二八）　八
〔国会事項〕
人事院　復興庁　法務省　最高裁判所　八
〔人事異動〕
国家試験　九
〔叙位・叙勲〕
令和八年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　九
〔皇室事項〕
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一七一）　一〇
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（同一七二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
無縁墳墓等改葬関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

省令

○農林水産省・国土交通省令第一号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、及び山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第七項の規定に基づき、山村振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之
農林水産大臣　武部　新
国土交通大臣　井林　辰憲

山村振興法施行規則の一部を改正する省令

山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○総務省・農林水産省・国土交通省令第二号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第三項第二号及び半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第一項の規定に基づき、奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之
農林水産大臣　武部　新
国土交通大臣　井林　辰憲

奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び半島振興法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

一　奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省・農林水産省・国土交通省令第二号）第三条第五号

二　半島振興法施行規則（平成二十七年総務省・農林水産省・国土交通省令第二号）第一条第一項第三号

附　則

この省令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○財務省令第六十五号

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和八年内閣府令第九十三号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

財務大臣　片山さつき

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令（平成二十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
平成二十八年熊本地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令（平成二十五年内閣府令第六十八号）第二条第一号に該当するものとして災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあっては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。	平成二十八年熊本地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）第二条第一号に該当するものとして災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあっては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○国土交通省令第八十六号

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日　国土交通大臣　井林　辰憲

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「府省」を「府省等（各府省、デジタル庁及び防災庁をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十一月二日　会計検査院長　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「内閣府地方創生推進事務局」の下に「、防災庁」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十一月二日　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「十人」を「九人」に改める。

別表防災担当の項を削る。

別表原子力防災担当の項第一号中「（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。以下単に「原子力災害」という。）に対する対策に関するものに限る。）」を削り、同号一中「防災」を「原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。本号二において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）」に改め、同号二中「災害」を「原子力災害」に、「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」を「原子力防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」に改め、同項第三号を次のように改める。

3　原子力防災（東日本大震災からの復興を除く。）に関する施策の推進に関すること。

別表原子力防災担当の項第五号中「原災法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、同項に次のように加える。

6　第三号から前号までに掲げるもののほか、原子力防災（東日本大震災からの復興を除く。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この訓令は、令和八年十一月二日から施行する。

法規的告示

○内閣官房告示第四号

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第一項の規定に基づき、幹部候補育成課程の運用の基準（平成二十六年内閣官房告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日　内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１　運用全般に関する基準 １　［略］ ２　各大臣等の責務 (1)　各大臣等は、各府省等（内閣府、デジタル庁、防災庁、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。 [(2)～(5)　略] ３　［略］	第１　運用全般に関する基準 １　［同左］ ２　各大臣等の責務 (1)　各大臣等は、各府省等（内閣府、デジタル庁、防災庁、各省、会計検査院及び人事院その他幹部候補育成課程が設けられる機関をいう。以下同じ。）における課程の運用に当たっては、高い見識と幅広い視野、所管行政に係る専門性、政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに倫理観等を備えた人材の育成が喫緊の課題であることに鑑み、高い意欲と能力を有する職員を適切に選定した上で、管理職員に求められる職務遂行能力の修得に必要な研修を受講する機会及び勤務を経験する機会を集中的に付与することにより、課程対象者の総合的かつ計画的な育成を図るものとする。この際、高い意欲と能力を有する女性職員についても課程対象者として選定し積極的な育成を行うものとする。 [(2)～(5)　同左] ３　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○公正取引委員会
消費者庁告示第十号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第五十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十一月二日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

消費者庁長官　堀井奈津子

一　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（会長　成田　裕）の申請に係る発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年十月六日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

発酵乳・乳酸菌飲料の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

┐　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「発酵乳」及び「乳酸菌飲料」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）に適合するものであって、次に掲げるものをいう。	（定義） **第２条**　この規約で「発酵乳」及び「乳酸菌飲料」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に適合するものであって、次に掲げるものをいう。
（その他の表示事項等） **第５条**　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。	（その他の表示事項等） **第５条**　発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第１条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を規則により定めることができる。
（不当表示等の禁止） **第６条**　事業者は、発酵乳・乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　事業者が自己の供給する発酵乳・乳酸菌飲料の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるもの（ステルスマーケティング） ⑾　（略）	（不当表示等の禁止） **第６条**　事業者は、発酵乳・乳酸菌飲料の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴～⑼　（略） ⑽　（略）
（違反に対する調査） **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。	（違反に対する調査） **第９条**　公正取引協議会は、第３条、第４条若しくは第６条の規定又は第５条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が、その警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　（略）	（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が、その警告に従つていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○警察庁告示第十号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十一月二日

警察庁長官　楠　芳伸

一　リーガロイヤルホテル

期間	令和八年十一月十四日から同月十五日まで	
施設対象の特別要人所在地	区大阪府大阪市北	中之島五丁目三番六十八号
施設対象の特別要人敷地所在	区大阪府大阪市北	中之島五丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
施設対象周辺地域要人所在	区大阪府大阪市福島	丁目分野鷺洲並びに田洲一一丁目（次に掲げる一丁目目から三丁目まで、福島一丁目及び四丁目に吉野れ一も丁次島一丁目の図面に示す部分に限る。）並びに玉川一丁目から五丁目まで、六図四丁目に及びすまで、八びす丁七部
	区大阪府大阪市西	丁丁目まで鞆本町目目（次での江一図之目面佐に堀示一す丁部目分かにら限三る。）、京川堀一丁目町口一丁目から三丁目まで、図土面手島から三丁目江戸堀一丁並堀一丁目及に丁目及び西目及び三本かび二三丁町ら二三丁目一三丁目
	区大阪府大阪市北	六島目曾根梅田二丁目丁次崎大目図地大及び三丁目目（次のに丁南三丁目図示す部分に限る。）及び二丁目部分に三並堂島（次のずれに二のす部限丁目図れに限及びに次る。）及び三丁目部も次の図示に示す目四示す部分に浜る。）、に目三並堂に示す目に北橋面、浜四丁目に次四丁目、淡路町四丁目（次の図示す部分に限る。）、今津橋丁目（次の図示す部分に限る。）、瓦町四丁目、道図面に示す部分に限る。）、修繕町に示す部分に限る。）、町四備四丁後丁目部分、分に平に限る。）、野町四丁目（次の図示す部分に限る。）、町北橋四丁目（次の図示す部分に限る。）、浜四丁目（次の図示す部分に限る。）
	央区大阪府大阪市中	

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号及び二の表の備考二において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　りんくう公園

期間	令和八年十一月十五日			
対象特別要人所在施設の所在地	大阪府泉佐野市			
対象特別要人所在施設の区域	大阪府泉佐野市	りんくう往来北及びりんくう往来南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	大阪府泉佐野市	笠松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、羽倉崎一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目、松原二丁目及び三丁目、りんくう往来北（次の図面に示す部分に限る。）並びにりんくう往来南（次の図面に示す部分に限る。）		
	大阪府泉南郡田尻町	りんくうポート北（次の図面に示す部分に限る。）		
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度二十五分七・三九秒、東経百三十五度十八分十九・七〇秒の点 二　北緯三十四度二十五分二十三秒、東経百三十五度十七分五十六秒の点 三　北緯三十四度二十五分二十五秒、東経百三十五度十七分三十二秒の点 四　北緯三十四度二十五分十七秒、東経百三十五度十九分九秒の点 五　北緯三十四度二十四分五十九秒、東経百三十五度十六分五十七秒の点 六　北緯三十四度二十四分二十九秒、東経百三十五度十六分五十五秒の点 七　北緯三十四度二十四分五・六一秒、東経百三十五度十七分八・六四秒の点		

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○法務省告示第八十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十一月二日

法務大臣　山下　貴司

千葉地方法務局所属　　辻　　好隆

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字岩室字辻一一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字辻一一八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川内九三九・九四四・九八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字神原字振顔野一二〇〇の一・一二〇三・一二一七の一・一二二二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一九の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字振顔野一二〇〇の一・一二一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町平石字川内九三九、九四三、九四四、九四九、九八〇の一、九八〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川内九三九・九四四・九八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬渓町大字金吉字道三ノ本三六五七、三六六一、字寺ノ迫三七八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道三ノ本三六五七・三六六一・字寺ノ迫三七八三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町守実字福升四一二、四一三、字竜越ノ上三六三三の一、三六三三の二、三六三六から三六三九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字福升四一二・字竜越ノ上三六三三の二・三六三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町川合字里ノ内一二七五、一二七五の三から一二七五の一六まで、一二七五の二一、一三〇五、一三〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字折登二〇、二二、二九の四、三一の三、三七の二、五四、五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字折登二〇・五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九の四、三一の三、三七の二、五五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市入野字拾貫峯三九一の一、三九二の一、字入沢五七三の一（次の図に示す部分に限る。）、三九三、三九四、三九五・四〇一合併、三九六・四〇〇合併、三九七、三九八、四〇二、四〇三、四〇四・四〇七合併、四〇五、四〇六の一、四〇六のイ、四〇八から四一三まで、四一四・四一五合併、四一六から四二一まで、四二二・四二七のイの一合併、四二三、四二六、五七〇から五七二まで、五七六、五七七、字新建五八一のイ・五八一のロ合併（次の図に示す部分に限る。）、三九九、五七四の二、五七四のロ、五七八から五八〇まで、五八二の二、五八三の一、五八四から五八九まで、五九〇の一、五九一の一、五九二の二、五九二の三、五九三の二、六〇〇の一、字堂平六〇一の二、六〇四の一、六〇六の一、六〇七の一、六一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和八年経済産業省告示第百四十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十一月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第二十五号に伴う災害	千葉県	令和八年九月二十日から令和九年二月一日まで
	千葉市 銚子市 市川市	

○経済産業省告示第百四十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年十一月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第十八号に伴う災害	鹿児島県	令和八年八月二十五日から令和九年二月一日まで
	大島郡徳之島町	

船橋市
館山市
木更津市
松戸市
野田市
茂原市
成田市
佐倉市
東金市
旭市
習志野市
柏市
勝浦市
市原市
流山市
八千代市
我孫子市
鴨川市
鎌ケ谷市
君津市
富津市
四街道市
袖ケ浦市
八街市
印西市
白井市
富里市
南房総市
匝瑳市
香取市
山武市
いすみ市
大網白里市
印旛郡酒々井町
印旛郡栄町
香取郡神崎町
山武郡九十九里町
山武郡横芝光町
長生郡睦沢町
長生郡長生村
長生郡白子町
長生郡長柄町
長生郡長南町
夷隅郡大多喜町
夷隅郡御宿町
安房郡鋸南町
東京都　島しょ大島町
神奈川県　横須賀市
三浦市

○国土交通省告示第千三百二十六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、村口　勝英、山本　祐也、岩尾　信子、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、村口　勝英、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛

○国土交通省告示第千三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下小野西沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県賀茂郡南伊豆町下小野の区域内の土地のうち、次の一点から三十七点までを順次結んだ線及び一点と三十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°40′29.1548″	138°50′18.7963″
2	34°40′29.4412″	138°50′18.7286″
3	34°40′29.8938″	138°50′18.1951″
4	34°40′32.7622″	138°50′21.1083″
5	34°40′34.2153″	138°50′22.9400″
6	34°40′34.9305″	138°50′24.8950″
7	34°40′34.7635″	138°50′25.1877″
8	34°40′32.5562″	138°50′26.1678″
9	34°40′30.1299″	138°50′24.9722″
10	34°40′30.0290″	138°50′22.7291″
11	34°40′28.5884″	138°50′20.6560″
12	34°40′28.6674″	138°50′20.3425″
13	34°40′29.0029″	138°50′19.7889″
14	34°40′28.8205″	138°50′19.5829″
15	34°40′28.8455″	138°50′19.4311″
16	34°40′28.5706″	138°50′19.1698″

附　則

この告示は、令和八年十一月二日から施行する。

17	34° 40′ 28.2671″	138° 50′ 18.9237″
18	34° 40′ 27.8671″	138° 50′ 18.6911″
19	34° 40′ 27.3566″	138° 50′ 18.5630″
20	34° 40′ 26.7141″	138° 50′ 18.7672″
21	34° 40′ 26.1926″	138° 50′ 18.6283″
22	34° 40′ 25.9936″	138° 50′ 18.2122″
23	34° 40′ 26.0511″	138° 50′ 17.7379″
24	34° 40′ 25.9744″	138° 50′ 17.4608″
25	34° 40′ 25.7141″	138° 50′ 17.0160″
26	34° 40′ 25.8848″	138° 50′ 16.7792″
27	34° 40′ 26.1972″	138° 50′ 17.0311″
28	34° 40′ 26.4039″	138° 50′ 17.3591″
29	34° 40′ 26.4770″	138° 50′ 17.8685″
30	34° 40′ 26.4366″	138° 50′ 18.1673″
31	34° 40′ 26.4915″	138° 50′ 18.3112″
32	34° 40′ 26.6663″	138° 50′ 18.3302″
33	34° 40′ 27.0222″	138° 50′ 18.2738″
34	34° 40′ 27.3374″	138° 50′ 18.2023″
35	34° 40′ 27.6390″	138° 50′ 18.2046″
36	34° 40′ 28.2612″	138° 50′ 18.3799″
37	34° 40′ 28.7647″	138° 50′ 18.7147″

○国土交通省告示第千三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

咲花沢

二　砂防法第二条の土地の表示

平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した同号六に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 42′ 31.6510″	137° 50′ 00.7524″
2	36° 42′ 32.0160″	137° 50′ 00.6358″
3	36° 42′ 26.0277″	137° 50′ 05.7193″
4	36° 42′ 25.6658″	137° 50′ 06.6951″

○国土交通省告示第千三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

咲花沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県北安曇郡白馬村大字北城の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十六号で指定した同号一三に掲げる土地の区域及び平成十年建設省告示第七百六十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36° 42′ 26.5797″	137° 50′ 05.7054″
2	36° 42′ 27.4849″	137° 50′ 03.2620″
3	36° 42′ 28.8619″	137° 50′ 02.6801″
4	36° 42′ 30.1857″	137° 50′ 01.8218″
5	36° 42′ 30.4565″	137° 50′ 01.1790″
6	36° 42′ 31.7814″	137° 50′ 00.1835″
7	36° 42′ 31.6514″	137° 50′ 00.5469″
8	36° 42′ 31.6510″	137° 50′ 00.7524″
9	36° 42′ 30.7019″	137° 50′ 01.4655″
10	36° 42′ 30.4261″	137° 50′ 02.1205″
11	36° 42′ 28.9900″	137° 50′ 03.0516″
12	36° 42′ 27.7107″	137° 50′ 03.5922″
13	36° 42′ 26.9748″	137° 50′ 05.2605″

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和八年熊本地震における自衛隊の災害派遣の撤収手続等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

令和八年熊本地震における米軍による災害支援の要請手続等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

東芝の会計処理に係る判決と課徴金納付命令の整合性等に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

信用保証協会の役員人事における地方公共団体出身者の長期固定化及び政府の是正措置に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

報告書受領

十月二十九日倉田国立国会図書館長から森議長宛、令和七年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

議事日程

十月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和八年十月三十日（金曜日）

午後一時開議

第一　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

第九　地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　警察官職務執行法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

報告書受領

十月二十九日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による令和七年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

人事異動

人事院

（人材局企画官）　松浦　正樹

人材局参事官に昇任させる

（公平審査局次席審理官（首席審理官付））　内田　陽介

公平審査局首席審理官に昇任させる（以上十一月一日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　湯本　啓市

復興事務官（統括官）に転任させる

（統括官）復興事務官　新居　泰人

経済産業省に出向させる（以上十月二十七日）

法務省

（神戸地方検察庁検事）検事　森　綾香

辞職を承認する（十月二十八日）

最高裁判所

○定年退官

最高裁判所判事三浦守は十月二十二日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

（千葉大学名誉教授）

従四位に叙する

新海　浤

正五位に叙する

竹内　功

森本　彪

従五位に叙する

明壁　嘉平

谷口　務

大里　八郎

渡嘉敷直勝

正六位に叙する（各通）

坂井　清二

山田　信雄

菅原　光男

吉田　一郎

従六位に叙する（各通）

伊東　房雄

橋本　寛男

戸松　頼秋

樋口　俊治

正七位に叙する（各通）

笠井　昇

瀬山　一正

佐々木　明

従七位に叙する（以上九月二十四日）

（広島大学名誉教授）

正四位に叙する

山下　三郎

従四位に叙する

吉武　進

正五位に叙する

横内　哲

従五位に叙する

桂　邦夫

佐藤　敬

木村　軍一

村澤　勝熙

正六位に叙する（各通）

秋本　孝幸

高橋　芳治

細越　達弘

石川　好男

田中　義人

高田　憲三

長谷川　治

従六位に叙する（各通）

貞守　寛夫

（名古屋大学名誉教授）

谷口　榮

従七位に叙する（各通）（以上九月二十五日）

（名古屋大学名誉教授）

従四位に叙する

奥宮　正哉

正五位に叙する

藤原　利夫

従五位に叙する

大関　毅

岩瀬　龍輔

佐々木大輔

竹下　勝代

小野　知治

玉置　忠士

藤井　健治

大西　成記

正六位に叙する（各通）

齋藤　健

中田　憲文

毒島　晃一

従六位に叙する（各通）

高橋　洋一

正七位に叙する（各通）

有馬　勝男

宇城　貞夫

濱崎　吉郎

従七位に叙する（各通）（以上九月二十六日）

（名古屋工業大学名誉教授）

正四位に叙する

和田　隆夫

稲森友三郎

従四位に叙する

宇津木幸夫

正五位に叙する（各通）

須田　榮

中川　博幾

八巻　哲郎

従五位に叙する（各通）

飯野　哲雄

石井　毅

内藤　満惠

中田　博昭

藤田　謹平

松谷　武夫

正六位に叙する（各通）

石澤　惠博

細田　保

山田　金治

山本　敬子

与五沢勝正

渡邊　進

従六位に叙する（各通）

市川　哲男

辻　喜圖

土居　宣義

正七位に叙する（各通）

重森　春男

従七位に叙する（以上九月二十七日）

木村　好宏

正七位に叙する（九月二十九日）

鈴木　秀兒

従六位に叙する（九月三十日）

安島　壽廣

正七位に叙する（十月一日）

○叙勲

石田　茂夫

旭日単光章を授ける（九月二十四日）

山田　定之

旭日単光章を授ける（九月二十五日）

佐藤　忠暉

旭日単光章を授ける（九月二十七日）

（千葉大学名誉教授）

新海　浤

瑞宝小綬章を授ける

勝野　太良

瑞宝双光章を授ける（各通）

坂井　清二

瑞宝単光章を授ける（以上九月二十四日）

瀬山　一正

（広島大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける

吉武　進

瑞宝小綬章を授ける

秋本　孝幸

村澤　勝熙

佐藤　敬

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）

横内　哲

大関　毅

（名古屋大学名誉教授）

奥宮　正哉

瑞宝小綬章を授ける（各通）

藤原　利夫

有馬　勝男

大西　成記

高橋　洋一

藤井　健治

瑞宝双光章を授ける（各通）

小野　知治

宇城　貞夫

濱崎　吉郎

日浦　規行

村上　惠次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十六日）

（名古屋工業大学名誉教授）

和田　隆夫

瑞宝中綬章を授ける

中川　博幾

瑞宝小綬章を授ける

飯野　哲雄

須田　榮

八巻　哲郎

石井　毅

辻　喜圖

渡邊　進

瑞宝双光章を授ける（各通）

守　牧原　俊司

友滝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）

木村　好宏

中牟田伸義

瑞宝単光章を授ける（各通）（九月二十九日）

重森　春男

松谷　武夫

皇室事項

信任状捧呈式

十月二十八日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ペルー特命全権大使フランシスコ・テンヤ・ハセガワの信任状捧呈式を行われた。

十月二十八日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ガーナ特命全権大使ハムフリー・チャティオ・アジョンバの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

国家試験

令和８年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第１項の規定により令和８年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

令和８年11月２日

国土交通省土地鑑定委員会委員長

横山　美夏

受験番号（試験地）	氏名	受験番号	氏名
5006（東京都）	西川　修平	5010	松井　研飛
5014	青森　祐樹	5018	高橋　義慧
5052	諏訪　雄一	5059	中村　響
5080	加藤　航平	5095	加藤　秀一
5108	小笠原武久	5114	田中　瑛大
5130	高島　健	5132	石田　崇嘉
5138	田中香甫里	5144	原　成輝
5159	杉浦　堅興	5166	髙木　徹也
5168	宮崎　晋平	5171	池澤　佑樹
5173	丸山　正智	5176	白瀧　康浩
5208	小山　瑞穂	5212	番匠　拓将
5222	大類多加豊	5223	廣井　琳三
5226	新谷　匡平	5230	折田　颯也
5234	長島　嵩樹	5254	秦　一馬
5270	松川　裕	5280	鈴木　陽大
5298	鈴木　琉斗	5300	髙橋　慎一
5303	稲葉　哲太	5304	前川　弘樹
5356	久米　啓太	5364	名嘉　良仁
5367	永田　仁寿	5371	四方　彩子
5387	長谷川　舜	5407	河島　琴
5420	平澤　智彦	5425	小菅正太朗
5434	東邦　康裕	5458	柴山　義実
5474	渥美　将馬	5476	塚本　潤也
5479	佐々木桃香	5480	秋村　雄亮
5488	齋藤　瞭月	5497	内田　啓介
5504	出口　裕規	5506	今西　成年
5508	八田　蓮斗	5512	平田　雄紀
5520	藤井　裕生	5528	永井　雄太
5530	西野　翔	5531	山口　理子
5532	林　周平	5534	宮原　遥香
5536	鈴木健太郎	5537	廣瀬　翔大
5544	植松　理志	5545	町田　葵
5546	西森真衣子	5548	李　舜
5550	鈴木　千夏	5552	鶴岡　空也
5562	鈴木　舞衣	5576	鎌田　晃史
5586	佐藤　健太	5588	高橋　詢
5598	宮里　直孝	5608	川尻　直人
5614	中村　剛	5622	服部　隆次
5632	峠　理沙	5633	山田　洋大
5637	河野　幹二	5638	小林　宏行
5644	髙橋　紘太	5646	柴木　純哉
5654	斉藤　百那	5664	渡辺朱桜優
5668	戸嶋　一貴	5673	三嶋　伸彦
5678	國廣　康高	5680	下山　翔大

5684　新井　一弘　5692　下村　明寛
5696　小木　勘輔　5704　鈴木　良宏
5718　望月　亮太　5723　杉山　卓矢
5734　上原　聡太　5740　松田育志郎
5748　石井　理絵　5752　吉田　昌弘
5760　藤野　祐己　5762　中村　祐太
5768　小野　元　5778　鈴木　祐杜
5788　三浦　順　5795　和歌　慧
5797　眞山　竜聖　5799　藤井　颯人
5800　村尾　龍雄　5808　岡田　幸希
5810　山中　雄斗　5813　瀬賀　隆慈
5814　山浦　瑠　5817　真木　杏士
5828　茨木　貫太　5829　小池　涼
5830　山本　香菜　5831　下村　北斗
5846　鈴木　里奈　5852　鈴木　優香
5856　伊藤　楓　5858　宮原　啓
5880　長島　美紀　5889　国分　幹生
5899　北薗　航平　5908　越智　淑行
5910　岩澤　学　5922　徳山　敬太
5932　佐久間智也　5938　三國　勇斗
5952　茂呂　拓真　5960　大平　陸人
5979　浅妻　隼誠　5980　土橋　佑太
5986　荒木　健人　5992　安東　直哉
6012　宮地　建吾　6022　三上　貴規
6034　髙橋　慶太　6072　堀越　智樹
6075　柴田　達哉　6122　梅津　拓弥
6123　四ヶ所浩実　6127　吉田　駿
6138　岩崎　美里　6159　木村　有志
（試験地　大阪府）
7024　吉永　博紀　7026　市川　志織
7044　関戸　泰陽　7048　嘉義　清和
7050　奥間　孝博　7058　亀井　淳平
7060　真田　啓吾　7070　木下　大登
7074　西倉　慧　7092　山中　一輝
7104　平良　莉子　7142　西田　圭介
7145　井上　駆　7151　西谷　千草
7154　成田　幸陽　7202　井上　航
7211　稲川　旦敏　7212　石原　雅彦
7228　西田莉佳子　7234　川田　雅洋
7236　提中　悠裕　7238　川岸　結花
7240　藤川　朋久　7243　大竹　里奈
7249　森　健人　7260　木村　明弘
7265　島田　大夢　7266　安田　大晃
7270　北村　琉雅　7276　伊藤　慶
7280　龍野　嘉基　7282　井上　優月
7298　石橋　駿一　7300　福田耀太郎
7325　初岡　洸康　7338　川瀬　仁雄
7356　澤矢　高宏　7362　八木　颯季
7364　木谷里彩子　7366　佐藤　涼
7372　横田　雅彦　7375　木村明日香
7377　柳田佳那人　7384　倉田　聖史
7390　松本　結太　7408　西村　幸真
7421　岩﨑　洸裕　7427　大村つかさ
7431　廣川　聖也
（試験地　福岡県）
8007　松島　慎一　8008　田道　光
8018　梅林　美月　8022　横手　正樹
8054　金島　寛大　8057　荒井　建臣
8082　古川　寛大　8086　永原　忠幸
8094　幸弥　大成　8100　松木　修大
8105　長瀬　晋仁　8120　植村　拓馬
8124　椎名　泰文　8126　深山　慶一
8168　猪飼祐一郎

以上　208名

法務省告示配第百七十一号

島根県邑智郡邑南町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月二日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、邑南町役場又は松江地方法務局浜田市局にに照会すること。

令和八年十一月二日　法務大臣　山下　貴司

島根県邑智郡中野村十九号　日高　善吉

法務省告示配第百七十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十一月二日　法務大臣　山下　貴司

住所　東京都八王子市
辛英哲　昭和43年３月12日生
尹恭子　昭和45年10月７日生
辛鍾日　平成13年２月13日生
辛悠真　平成16年３月23日生
辛柊吾　平成18年11月21日生

住所　大阪市中央区
サクマ・シャルゲイ・リボビィチィ　昭和60年６月６日生

住所　静岡県沼津市
ボリソワ・エカテリーナ・モリトブナ　平成11年10月27日生

住所　東京都足立区
キスリャコフ・アルチョム・ビクトロビチ　平成10年７月６日生

住所　茨城県坂東市
レイ・アン・マリー・マトレ・ウチダ　平成９年８月19日生

住所　大阪市生野区
李紅楓　昭和31年10月５日生

住所　大阪市浪速区
金絵里子　昭和57年８月27日生

住所　三重県四日市市
ミリアン・コザキ　昭和39年11月20日生

住所　三重県鳥羽市
アメリア・アケミ・マツカワ　昭和37年６月17日生

住所　東京都国分寺市
崔竜也　平成９年10月24日生

住所　東京都東村山市
金徹　昭和46年２月22日生

住所　神戸市長田区
薛東秀　昭和51年３月12日生

住所　東京都練馬区
チャワウット・ソムサマン　昭和54年10月11日生

住所　東京都大田区
フィル・アレクサンダー・ロゼン　平成６年２月18日生

住所　千葉県八千代市
ピンナゴダ・ウィタナゲ・ドン・キヨン　平成27年３月30日生
ピンナゴダ・ウィタナゲ・ドン・ウェノル　平成28年７月30日生

住所　東京都墨田区
李昌大　昭和29年９月23日生

公　告

諸　事　項

無縁墳墓等改葬公告

一級河川矢部川鷹ノ尾地区洪水対策工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年11月２日
国土交通省九州地方整備局長　森下　博之

1　墳墓等所在地　福岡県柳川市大和町鷹ノ尾字築山388番、389番１

1　墳墓等の名称
釋道誓、釋道誓、○釋道誓、釋道誓、釋道誓、釋浄心○、○妙○○、釋賢意居墓土、釋○○可釈尼妙○、釋霊○、釋妙證信女、釈尼明信女信
その他不詳

1　死亡者の本籍及び氏名
本籍　不詳　氏名　砥上菊太郎
本籍　不詳　氏名　不詳　22基

1　改葬を行おうとする者
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾832番地　因福寺
住職　田尻　誠之
連絡先　国土交通省九州地方整備局
筑後川河川事務所　用地課
住所　福岡県久留米市高野一丁目２番１号
電話　○九四二一三三一九一三三

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第４００７５号
東京都板橋区中台三丁目２７－Ｇ－３０２号
申立人　立花　広二
本籍盛岡市渋民字愛宕14番地
最後の住所岩手県滝沢市巣子1174番地30コーポヒロ１－102号　死亡の場所岩手県盛岡市
死亡年月日令和元年７月23日
出生の場所岩手県岩手郡玉山村
出生年月日昭和33年１月19日
職業不明　被相続人　亡　立花　昇
盛岡市本町通二丁目１番34－701号トーカンマンション本町
相続財産清算人　司法書士　及川　正道
催告期間満了日　令和９年５月10日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第４００８２号
盛岡市本町通一丁目10番７号マルモビル２階
申立人　吉江　暢洋
本籍盛岡市月が丘三丁目49番
最後の住所岩手県岩手郡雫石町柿木５番地４ケアヴィレッジななかまど　死亡の場所岩手県盛岡市
死亡年月日令和７年７月３日
出生の場所岩手県盛岡市
出生年月日昭和36年５月８日
職業不明　被相続人　亡　服部　千佳子
盛岡市本町通一丁目10番７号マルモビル２階川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋
催告期間満了日　令和９年５月10日
盛岡家庭裁判所

令和８年（家）第１０８１号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地４２０８番地の５
申立人　庄司　正実
本籍大阪府大阪市中央区平野町一丁目１番地
最後の住所奈良県橿原市白橿町五丁目２番２－５０２号
死亡の場所奈良県橿原市
死亡年月日令和７年１２月１２日
出生の場所奈良県吉野郡十津川村
出生年月日昭和４４年１０月３０日
職業　無職　　被相続人　亡　庄司　澄
奈良県奈良市西大寺南町８番３３号　奈良商工会議所会館１階　弁護士法人ナラハ　奈良法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤木　秀行
催告期間満了日　令和９年５月１９日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和８年（家）第１７０３７号
沖縄県浦添市当山二丁目15番29－302号ラフィーネヌーベル当山３－Ｂ
申立人　上地　信榮
本籍沖縄県宮古島市城辺字友利1552番地
最後の住所沖縄県浦添市経塚１丁目８番５号
死亡の場所沖縄県那覇市
死亡年月日令和８年４月29日
出生の場所沖縄県宮古郡伊良部村
出生年月日昭和33年９月29日
職業不明　　被相続人　亡　佐和田教子
沖縄県浦添市牧港１丁目32番３丸栄荘102号
相続財産清算人　太田　　仁
催告期間満了日　令和９年５月31日
那覇家庭裁判所

令和８年（家）第７１５２５号
東京都北区王子本町１丁目１５－２２
申立人　東京都北区長
本籍東京都北区浮間３丁目３３番
最後の住所東京都北区浮間３丁目３３番２３－３０２号　ユングフラウ
死亡の場所東京都北区
死亡年月日令和７年６月２４日
出生の場所東京都豊島区
出生年月日昭和４５年９月１４日
職業　不明　被相続人　亡　冨田　秀友
事務所　東京都港区西新橋１－２０－３虎ノ門法曹ビル３０２　グローブ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　犀川　治
催告期間満了日　令和９年５月３１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第４０７３０号
東京都港区西新橋１丁目２０番３号
申立人　公益社団法人シニア総合サポートセンター
本籍　神奈川県横浜市磯子区中原４丁目２６番
最後の住所　横浜市西区平沼１丁目４０番２５－５０７号
死亡の場所　神奈川県横浜市磯子区
死亡年月日　令和８年３月１５日
出生の場所　大分県宇佐郡長洲町
出生年月日　昭和２６年７月７日
職業　無職　被相続人　亡　永岡　正明
事務所　横浜市中区太田町６－８４－２大樹生命横浜桜木町ビル５階
相続財産清算人　弁護士　角田　勝政
催告期間満了日　令和９年５月１７日
横浜家庭裁判所

令和８年（家）第９０３８３号
東京都武蔵野市西久保三丁目２番１号
申立人　アルベルゴ武蔵野管理組合法人
本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町三丁目２０番
最後の住所東京都武蔵野市西久保３丁目２番１－５１２号　アルベルゴ武蔵野
死亡の場所東京都武蔵野市
死亡年月日令和５年４月１日頃から１０日頃までの間
出生の場所東京都渋谷区
出生年月日昭和２４年６月１４日
職業　不明　被相続人　亡　関口　悟
事務所　東京都渋谷区代々木１丁目３０番１４号天翔代々木ＡＮＮＥＸビル０１１号室　安永山元法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山元　裕子
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第５１１２号
岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
申立人　矢掛町
本籍岡山県小田郡矢掛町中1136番地１
最後の住所岡山県小田郡矢掛町中1136番地１
死亡の場所岡山県笠岡市
死亡年月日平成29年３月６日
出生の場所岡山県小田郡山田村
出生年月日昭和３年12月22日
職業不詳
被相続人　亡　荒井　和美
岡山県倉敷市鶴形１丁目４番15号　シャトーブリアン２階　安達法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安達　祐一
催告期間満了日　令和９年５月10日
岡山家庭裁判所倉敷支部

令和８年（家）第９０４８８号
長野県上田市中央３－８－２２　グランドハイツ上田中央３０３
申立人　橋詰　奈美
本籍長野県岡谷市長地柴宮一丁目９９５３番地３
最後の住所東京都多摩市和田２８１番地の１（イル　カスターニャ　ウノ　１０２号）
死亡の場所東京都日野市
死亡年月日令和７年１０月１９日
出生の場所長野県岡谷市
出生年月日昭和４４年１２月４日
職業　不明　被相続人　亡　竹田　勲
事務所　東京都新宿区新宿２丁目１番５号パークサイドスクエア４階　御苑前総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松木　弓子
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７０９６号
神奈川県座間市東原４丁目１番15－1003号アデニウムさがみ野
申立人　アデニウムさがみ野管理組合管理者　冨田　一則
本籍神奈川県座間市東原四丁目６番
最後の住所神奈川県座間市東原４丁目１番15－215号アデニウムさがみ野
死亡の場所神奈川県座間市
死亡年月日令和６年３月21日ころから31日ころまでの間
出生の場所京都府京都市上京区
出生年月日昭和24年２月８日
職業無職
被相続人　亡　小坂　洋子
神奈川県相模原市南区相模大野８丁目10番６号ユタカビル６階　相模大野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白澤　章子
催告期間満了日　令和９年５月10日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和８年（家）第９０５９９号
申立人　国
本籍東京都八王子市大谷町７４０番地６
最後の住所東京都八王子市大谷町７４１番地５
死亡の場所東京都八王子市
死亡年月日令和６年１月９日
出生の場所熊本県上益城郡甲佐町
出生年月日昭和２３年９月２０日
職業　建築工事業　被相続人　亡　野仲　靜雄
事務所　東京都武蔵野市中町１丁目７番７号三協第二ビル５階　三鷹武蔵野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹内　英夫
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第９０５７２号
東京都西東京市ひばりが丘北三丁目３番２３号
申立人　株式会社エムエスケイサービス
本籍北海道根室市昭和町一丁目５９番地
最後の住所東京都東村山市廻田町一丁目１番地２　武蔵野サンハイツ東村山１１０
死亡の場所東京都武蔵野市
死亡年月日令和３年１０月１日
出生の場所北海道根室市
出生年月日昭和５４年１０月４日
職業　不明　被相続人　亡　松澤　恒尚
事務所　東京都立川市曙町２丁目３１番１５号日住金立川ビル４階　西東京共同法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田　衣里
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第９０４４６号
千葉県市原市南国分寺台四丁目１番地４
申立人　社会福祉法人市原市社会福祉協議会
本籍東京都中野区新井一丁目４５番地
最後の住所東京都昭島市東町４丁目２番４－３０６号
死亡の場所東京都昭島市
死亡年月日令和７年１２月３日
出生の場所宮城県登米郡迫町
出生年月日昭和４１年３月１１日
職業　不明　被相続人　亡　富永　学
事務所　東京都国分寺市南町２丁目１１番１５号　伸和ビル２階　弁護士法人東京開智法律事務所　国分寺事務所
相続財産清算人　弁護士　清水　裕二
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第７１６７号
愛知県西尾市一色町一色西荒子100番地１
申立人　斎藤　春美
本籍愛知県名古屋市南区汐田町1122番地
最後の住所愛知県碧南市三度山町３丁目72番地８
死亡の場所愛知県安城市
死亡年月日令和８年４月11日
出生の場所愛知県名古屋市南区
出生年月日昭和39年１月22日
職業パートタイマー
被相続人　亡　高橋　　敏
愛知県西尾市城崎町３丁目１番地１安藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　安藤　芳朗
催告期間満了日　令和９年５月10日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和８年（家）第７６０６号
名古屋市中区栄２丁目12番31号
申立人　名古屋市信用保証協会
本籍岩手県奥州市水沢宮下町81番地
最後の住所名古屋市千種区上野１丁目２番７号ナーシングホームＪＡＰＡＮ３Ｂ号
死亡の場所名古屋市千種区
死亡年月日令和４年２月23日
出生の場所岡山県和気郡日生町
出生年月日昭和９年９月４日
職業不明　　被相続人　亡　久保田一來
事務所名古屋市中村区名駅３丁目23番６号　第二千福ビル５階　弁護士法人中部法律事務所
相続財産清算人　弁護士　浅田　温哉
催告期間満了日　令和９年５月10日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第７１０１号
神奈川県相模原市中央区矢部４－17－８
相模中央マンション２階
申立人　八幡　康祐
本籍千葉県習志野市大久保一丁目３95番地１
最後の住所神奈川県相模原市中央区田名塩田３丁目14番36号　田名病院内
死亡の場所神奈川県相模原市中央区
死亡年月日令和８年７月14日
出生の場所神奈川県高座郡新磯村
出生年月日昭和15年３月10日
職業無職　　被相続人　亡　笠川　利男
神奈川県相模原市中央区矢部４－17－８
相模中央マンション２階　多湖総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　八幡　康祐
催告期間満了日　令和９年５月10日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和８年（家）第９０５７９号
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目５番１０号
申立人　弁護士法人名城法律事務所
本籍東京都八王子市川口町１６０５番地４
最後の住所東京都八王子市初沢町１４６４番地３　そんぽの家Ｓ高尾　３０３号
死亡の場所東京都八王子市
死亡年月日令和７年５月４日
出生の場所福島県若松市
出生年月日昭和２６年２月５日
職業　無職　被相続人　亡　上杉　惠美子
事務所　東京都国分寺市南町２丁目１１番１５号　伸和ビル２階　弁護士法人東京開智法律事務所　国分寺事務所
相続財産清算人　弁護士　豊田　憲生
催告期間満了日　令和９年５月１０日
東京家庭裁判所立川支部

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和３年（家）第６４８号
埼玉県八潮市大字八條3906番地
申立人　太田　静江
本籍埼玉県吉川市大字川藤3781番地、最後の住所埼玉県吉川市大字川藤3781番地、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日令和３年２月２日、出生の場所埼玉県吉川市、出生年月日昭和15年12月４日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　繁
埼玉県吉川市木売一丁目５番地３吉川情報サービスセンター５階吉川総合法律事務所
改任前の相続財産清算人　森山　健次
埼玉県春日部市粕壁東２丁目３番29号プロスパラス吉野303号やまぐち法律事務所
改任後の相続財産清算人　山口　翔一
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和元年（家）第５２９号
埼玉県吉川市きよみ野１丁目１番地
申立人　吉川市
本籍埼玉県吉川市大字川野56番地、最後の住所埼玉県吉川市大字川野56番地、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日平成27年２月25日、出生の場所埼玉県吉川市、出生年月日昭和11年４月９日、職業無職
被相続人　亡　島根　清隆
埼玉県吉川市木売１－５－３吉川情報サービスセンター５階吉川総合法律事務所
改任前の相続財産清算人　森山　健次
埼玉県越谷市弥生町３番33号越谷東駅前ビル５階埼玉東部法律事務所
改任後の相続財産清算人　池永　知樹
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和７年（家）第５１０号
埼玉県草加市中央２丁目13番５－504号
申立人　松木　久枝
本籍埼玉県草加市稲荷３丁目402番地、最後の住所埼玉県草加市稲荷３丁目１番17号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和４年３月26日、出生の場所千葉県香取郡小見川町、出生年月日昭和22年11月８日、職業自営業
被相続人　亡　石田　宏
埼玉県吉川市木売一丁目５番地３吉川情報サービスセンター５階吉川総合法律事務所
改任前の相続財産清算人　森山　健次
埼玉県越谷市南越谷１丁目１番54号アーバンビル201　五十鈴総合法律事務所
改任後の相続財産清算人　岡本　泰典
さいたま家庭裁判所越谷支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第７２０７号
愛知県碧南市白砂町２丁目28番地弁護士法人碧総合法律事務所碧南事務所
申立人　深津　茂樹
本籍愛知県刈谷市小垣江町塚越11番地１
最後の住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目８番地10センチュリーコート208号
死亡の場所愛知県刈谷市
死亡年月日平成28年１月31日
出生の場所愛知県碧海郡依佐美村
出生年月日昭和９年10月３日
職業無職
被相続人　亡　黒川　惠司
催告期間満了日　令和９年５月21日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和８年（家）第３０３２３号
千葉市中央区中央３丁目１０番４号マーキュリー千葉３階　鳥羽田法律事務所
申立人　草苅　博子
本籍千葉県千葉市花見川区三角町２１８番地３３
最後の住所千葉県千葉市花見川区三角町２１８番地３３
死亡の場所千葉県千葉市中央区
死亡年月日令和２年１２月１８日
出生の場所東京都中央区
出生年月日昭和４２年５月１５日
職業　不明　被相続人　亡　中村　康
催告期間満了日　令９年５月３１日
千葉家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第１号

三重県伊勢市尾上町７番６号
申立人　河口　徳明
権利の届出の終期　令和９年２月２日
令和８年10月２日　伊勢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　伊勢市尾上町56番１
原野　213平方メートル
⑵登記年月日番号　津地方法務局伊勢支局大正５年８月５日受付第3999号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　大正５年８月３日設定
借賃　１月金50銭
支払期　毎月末日
存続期間　大正５年８月３日から大正15年６月30日まで
賃借権者　宇治山田市大字尾上町77番屋敷　西澤　市太郎
２⑴土地　伊勢市尾上町56番２
原野　53平方メートル
⑵登記年月日番号　上記１⑵と同じ
⑶登記した権利の内容　上記１⑶と同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第６９９９号

神奈川県川崎市麻生区王禅寺東２丁目21番１号
申立人　渡辺　夏樹
本籍東京都目黒区駒場３丁目865番地
最後の住所東京都目黒区駒場町865番地
不在者　渡辺　勝夫
昭和７年12月１日生
届出期間満了日　令和９年２月12日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１０１８号

新潟県十日町市春日町３丁目１４３番地１
申立人　池田　貴子
本籍新潟県十日町市春日１４３番地
最後の住所新潟県十日町市春日町三丁目１４３番地１
不在者　池田　トミ
昭和１３年９月２０日生
届出期間満了日　令和９年２月２６日
新潟家庭裁判所十日町出張所

令和　８年（家）第　３１４７号

富山県中新川郡上市町広野26６番地１
申立人　三室　由美
本籍富山県中新川郡上市町若杉新10番地
最後の住所富山県中新川郡上市町石浦町43
不在者　澤田　義治
昭和７年１月19日生
届出期間満了日　令和９年２月９日
富山家庭裁判所

令和８年（家）第６３号

埼玉県八潮市中央三丁目２９番地４
申立人　山口　明
本籍群馬県邑楽郡明和町下江黒５２５番地
最後の住所群馬県邑楽郡明和村大字江黒１３８８番地
不在者　新井　幸江
昭和３３年２月２４日生
届出期間満了日　令和９年２月１２日
前橋家庭裁判所太田支部

令和８年（家）第３６８号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田５５番地１１
申立人　菅　美枝子
本籍兵庫県姫路市花田町小川１２４３番地１２
最後の住所兵庫県姫路市書写４９番地８
不在者　菅　典比公
昭和26年10月22日生
届出期間満了日　令和９年２月26日
神戸家庭裁判所姫路支部

失踪宣告

令和７年（家）第1907号

本籍北海道札幌市中央区北五条西十六丁目１番地１２
最後の住所札幌市中央区北９条西１５丁目２８番地１９７札幌桑園ミッドテラスアーバンサイド２０１号
不在者　宮本　昌典
昭和54年６月23日生
令和８年10月３日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第２５７１号

本籍静岡県静岡市清水区北矢部町二丁目５６３番地２
最後の住所横浜市神奈川区西神奈川一丁目１９番地８　加藤開発（株）内
不在者　矢部　和久
昭和４０年２月１１日生
令和８年10月３日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第６号

本籍愛知県常滑市久米字西郷17番地
最後の住所愛知県常滑市久米字西郷17番地
不在者　片山　義富
昭和33年６月27日生
令和８年10月３日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所半田支部裁判所書記官

令和７年（家）第８０３６号

本籍東京都大田区北馬込２丁目15番地
最後の住所東京都大田区山王４丁目21番７号レーベンハイム山王Ａ201
不在者　蟹谷　健太
昭和57年５月13日生
令和８年10月２日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第４９６号

本籍愛媛県伊予郡松前町大字北黒田504番地7
最後の住所愛媛県伊予郡松前町大字北黒田509番地4
不在者　中田　幸則
昭和46年12月4日生
令和８年８月25日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２２号

本籍及び最後の住所鹿児島県姶良市加治木町錦江町38番地
不在者　池田　保男
昭和16年11月８日生
令和８年９月３０日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所加治木支部
裁判所書記官

令和７年（家）第７０６６号

本籍不明（元本籍　宮城県本吉郡戸倉村５４番地　戸主佐藤幾藏　分家届出先の本籍　東京府南葛飾郡大島町七丁目６４番地）
最後の住所不明
不在者　佐藤　トヨ子
大正９年１０月１１日生
令和８年１０月６日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第２２５６号

本籍京都府京田辺市田辺稲葉７１番地３１
住所大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号
申立人（失踪者）　中島　良一
昭和34年8月12日生
令和8年10月2日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８３８号

千葉県流山市こうのす台633番地の14
債務者　株式会社ソフトテクノ
代表者代表取締役　徳島百合子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉真　聡志
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１９４６号
埼玉県越谷市袋山1596－２大袋池田ビル１階101号
債務者　合同会社リベルテ
代表者代表社員　秦　　阜弘
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田﨑　博実
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７４号
愛知県豊橋市東脇三丁目19番地の６
債務者　日之出テックス株式会社
代表者代表取締役　松本百合子
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河邊　伸泰
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２７５号
愛知県豊橋市錦町122番地
債務者　日之出株式会社
代表者代表取締役　松本百合子
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河邊　伸泰
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１８号
島根県鹿足郡津和野町高峯558番地９
債務者　溝部林業有限会社
代表者取締役　溝部　慶一
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　　円
４　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時15分
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第３４３号
静岡県浜松市浜名区都田町6515番地
債務者　株式会社須部商店
代表者代表取締役　須部　　治
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅大
４　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３４４号
静岡県浜松市浜名区都田町6515番地
債務者　株式会社さあかコーポレーション
代表者代表取締役　須部　　治
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　雅大
４　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７０２号
栃木県鹿沼市口粟野1115番地
債務者　鹿沼木工株式会社
代表者代表取締役　樽見　正衛
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　真道
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０３号
栃木県鹿沼市磯町東川原123番地
債務者　株式会社トチシュー
代表者代表取締役　樽見　正衛
１　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　真道
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０３号
静岡県富士市岩本75番地の１
債務者　株式会社旭石油
代表者代表取締役　佐野　勝英
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平山　周恒
４　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時20分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１７号
静岡県富士市吉原二丁目８番１号
債務者　株式会社トモエ商工
代表者代表取締役　羽田　光徳
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木真二郎
４　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第４５３３号
大阪市北区東天満２丁目１番10号光徳ビル
債務者　有限会社ファクトリー
代表者取締役　荻田　美代
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　　慧
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３５４号
愛媛県松山市久保田町313番地15
債務者　西森真由美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤瀬　　慧
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後３時
６　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７６号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字川辺28－２、住民票上の住所青森県南津軽郡大鰐町大字虹貝字大熊沢83番地
債務者　山口　正明
１　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第２４１号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上537番地
債務者　永田　道輝
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　服子
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時30分
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５３０号
神奈川県平塚市南豊田537番地の１　レジデンス平塚105
債務者　大曽根徳人
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　押谷　祐基
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時
６　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２９号
青森県黒石市末広53番地25
債務者　勝田　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　航平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１６２３号
千葉市中央区中央２丁目２番16号　エクセレント　ザ　タワー1202号
債務者　武田明日香
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　祥子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1525番地６　ｓｈｕｓｈｕビルｄｕｅ303号
債務者　西田　輝志
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　一輝
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６９号
千葉市美浜区幸町２丁目15番10棟304号
債務者　磯貝謙次郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　貴之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２６２９号
名古屋市西区数寄屋町１番５号　グリーンパーク城西３Ａ号
債務者　吉田　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　　愛
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８８号
千葉市稲毛区轟町５丁目５番８号
債務者　石川　浩章
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　綾子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７２号
岐阜県中津川市坂下2998番地１
債務者　田原　隆史
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　篤史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１４９７号
千葉市美浜区高浜１―14―７―309、住民票上の住所千葉市美浜区高洲２丁目５番６棟301号
債務者　上村　　将
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　拓朗
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４４号
千葉県市原市根田１丁目１番地４　鈴木管工２Ｆ
債務者　宮代　忠明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５４号
秋田県北秋田市坊沢字胡桃館56番地１、借入時の住所秋田県北秋田市坊沢字中柳生116番地１
債務者　藤嶋　正弘
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２７８号
青森県下北郡大間町大字大間字奥戸道19番地ノースヒルズＡ202
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
神奈川県小田原市栄町２丁目５番23号　第二木戸ビル　206
債務者　樋川　勇輝
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２４８号
愛知県豊川市伊奈町出口68，69、住民票上の住所愛知県豊川市御油町青木前11番地の４
債務者　藤田順一郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１０００号
京都市伏見区深草泓ノ壺町37―１　特別養護老人ホーム　フジの園、住民票上の住所京都市伏見区深草下川原町１番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ｂ棟　122号　杉本方
債務者　三好　浩司（法定代理人保佐人塚本慶子）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　式子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
三重県三重郡菰野町大字菰野1734番地７、前住所三重県四日市市滝川町16番13号
債務者　竹内　欣也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　一子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
盛岡市仙北三丁目22番５号　エフォートＢ101号
債務者　松田　　円
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６８号
山形県鶴岡市美原町25番22号
債務者　佐藤　次子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日詰　直史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５３７号
兵庫県姫路市勝原区宮田192番地２　Ｐｕｒｅ　ＲｙｕｊｕⅡ201号室、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田２丁目36番地５
債務者　阿部　杏子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１６６１号
千葉県船橋市丸山３丁目32番23号
債務者　中間　友美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮西　宏和
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９７号
千葉市稲毛区稲毛東２丁目９番15号　サンコーポ103号
債務者　杉原　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　舜
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３２号
千葉県船橋市海神町南１丁目1669番地１　ドエル西船607号
債務者　三浦　広貴
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　賢大
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７４号
千葉県市原市今津朝山509番地１　Ｋｏｕｗａ Ⅱ201号室、住民票上の住所千葉県市原市青葉台７丁目20番地10
債務者　青木むつき
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１８号
千葉県市川市堀之内３丁目４番１号（メゾン・ド・パティオＡ棟７号）
債務者　太田　拓実
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　朱見
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８７３号
名古屋市中区富士見町５番15号　メイクスアート上前津Ⅵ1105号
債務者　小野　紗彩
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　啓史
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６５号
愛知県あま市甚目寺五位田101番地
債務者　浅野　純一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新山　直行
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋862番地　田村アパート201
債務者　上野　健明
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３４号
宮崎県西諸県郡高原町大字後川内1807番地２、前住所宮崎県都城市安久町2130番地１
債務者　中村　丈二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１４５号
宮崎県都城市高城町有水3064番地５
債務者　徳松　悠佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　直哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第６１１号
大阪府和泉市伏屋町四丁目11番16号　（メルベーユＭ・Ｂ102）
債務者　内田　博士（旧姓浅田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４５０号
大阪市城東区今福西４丁目１番12号　ルナ今福21　207
債務者　市橋　邦子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友大
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４８５号
大阪市北区池田町16番６－310号
債務者　ＲＨＥＥ　ＳＥＯＮ　ＣＨＡ　李　善子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　幸
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３６号
大阪府茨木市中河原町16番10号の３
債務者　谷兼　貴二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　光平
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１９号
大阪府八尾市上之島町南４丁目２番地　301号
債務者　土橋さおり
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４号
北海道沙流郡平取町本町112番地19　本町教員住宅86
債務者　西内　隆男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉見慎太郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
宮崎県都城市若葉町63号１番地　ヌーベルオーブＡ102、前住所宮崎県都城市早水町3387番地３　パークサイド早水壱番館201
債務者　岩松　理香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大樹
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第５１９２号
大阪市淀川区十八条２丁目３番20号　松久ハイツ　101号
債務者　東恩納英里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　真紀
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２４７号
大阪市東淀川区大桐２丁目17番２号　シャーメゾンＪｉＪｉ　101号
債務者　中川　莉沙
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　陽香
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２２号
大阪市大正区千島２丁目４－３－647
債務者　峯山　和大
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　慶太
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３５号
大阪市阿倍野区美章園２丁目２番12―402号
債務者　松井　由佳
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山越　勇輝
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６３号
大阪府枚方市堤町５番22―201号
債務者　永坂　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　達哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１７号
大阪府高槻市富田町１丁目21番７号　大栄ビル302号
債務者　早川　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家藤　卓也
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７５８３号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目11―10　ＨＷ．ＨＩＬＬＳ　Ⅱ　102
債務者　小島健太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１６号
東京都大田区中央３丁目16―14
債務者　角田　俊樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１７号
東京都品川区南品川１丁目８―22―204
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６２０号
東京都板橋区徳丸３丁目31―18―102
債務者　中垣　栞利
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６２１号
東京都足立区西伊興４丁目４―12　グリーンパーク弐番館102
債務者　石川　和美（旧姓柳）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４７号
東京都江戸川区北篠崎２丁目11―２―205
債務者　森尾　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４８号
東京都江戸川区北篠崎２丁目11―２―205
債務者　森尾　真唯
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６４９号
東京都中野区沼袋１丁目29―２―302
債務者　大園　康昭
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５０号
東京都杉並区成田西２丁目11―24　美多コーポ　2
債務者　坂口　　正
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５２号
東京都中野区松が丘１丁目７－５　石井マンション　Ａ201
債務者　宮城　寛喜
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５３号
東京都墨田区押上２丁目19―16―101　エステートピア219
債務者　泉　　典子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５４号
東京都足立区加平１丁目20―１―301
債務者　阪上　奏子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５７号
東京都清瀬市竹丘２丁目３－６
債務者　伊藤　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５８号
東京都大田区大森南３丁目21―14―302
債務者　菊地　美貴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６５９号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―３―203
債務者　竹内　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６０号
東京都北区赤羽西６丁目36―６―101
債務者　半田　充郁
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６６４号
東京都狛江市駒井町１丁目31―１
債務者　高橋　虹音
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９０号
東京都世田谷区成城６丁目30―５―106
債務者　西　悠久海
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９６号
東京都練馬区上石神井１丁目40―10　第５田中ビル　207号
債務者　近藤美智子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９７号
東京都足立区南花畑４丁目11―20―103
債務者　原田　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９８号
東京都中野区上高田１丁目50―15―108
債務者　林　　冴月
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０３号
東京都中野区上高田４丁目25―２―206
債務者　平野　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１７号
東京都世田谷区三宿２丁目12―10―404
債務者　森　小生芽
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８４号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―４―406
債務者　山中　敏雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８５号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―４―406
債務者　山中壽美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１５号
東京都世田谷区三宿１丁目20―２―106
債務者　片桐　一芳
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６１８号
東京都渋谷区代々木３丁目57―17―101
債務者　片平美恵子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６９４号
東京都北区豊島１丁目29―１―1004
債務者　金森　　彩
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０５号
東京都杉並区西荻北１丁目19―９　マイルドハート西荻
債務者　吉本　隆夫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止の取消決定確定等

令和８年（フ）第４１号
福岡県筑後市大字上北島９８７番地６
破産者　真村　久三
上記破産事件について、下記の２のとおり取消しが確定したので、併せて３から５の事項を定める。
1　主文　原決定主文第２項（破産手続廃止）を取り消す。
2　決定確定日　令和８年１０月６日
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前１１時３０分
5　免責意見申述期間　令和８年１２月１４日まで
福岡地方裁判所八女支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８３号
宮崎県日向市高砂町55番地、開始決定時の住所宮崎県日向市大字富高6444番地50
破産者　濱崎　理恵
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第７３号
愛知県一宮市柳戸町１丁目36番地　メゾン柳戸Ｃ、前住所愛知県一宮市下川田町１丁目10番地　モアグレース公園通404号
破産者　柴田　年満
1　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月18日午前10時15分
令和８年10月16日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７２号
大阪府松原市北新町１丁目９番11―５号
破産者　坂本　　彰
1　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第７６７号
熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉362番地
破産者　赤木久美子
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午後３時
令和８年10月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０７号
青森県八戸市大字尻内町字六百刈20番地３　プレミールＢ202号室
破産者　二田めぐみ
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午前11時45分
令和８年10月23日
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第７５２号
仙台市太白区西多賀３丁目６番22号
破産者　松浦　正輝
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月22日午後１時50分
令和８年10月22日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６６４号
名古屋市天白区原１丁目405の１　第二富士美ビル４Ｄ
破産者　野口　佳久
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午後１時50分
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８１号
三重県鈴鹿市神戸九丁目23番２号　Ｈａｒｖｅｓｔ　Ａ201、前住所三重県松阪市外五曲町65番地３　ジュネスＢ102号室
破産者　桂山　幸
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午前11時15分
令和８年10月23日　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第１１２２号
埼玉県川口市東川口４丁目21番５号　けやきヒルズ　203号
破産者　飛田　竣平
1　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
2　一般調査期日　令和８年12月23日午前11時50分
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１号
長野県上伊那郡辰野町中央312番地１　ソッフィオーネⅠ　204号室
破産者　岡村　和美
1　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
2　一般調査期日　令和９年２月３日午後１時30分
令和８年10月23日　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３９５５号
大阪市生野区巽西４丁目７番15号　倉橋　方
破産者　山田　尚子（旧姓小菅）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月18日午後２時50分
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２号
大阪府松原市天美我堂三丁目255番地の44
破産者　株式会社ステイタス
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
大阪府藤井寺市東藤井寺町５番11号
破産者　折田　吉照
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
埼玉県戸田市美女木七丁目23番地の12
破産者　株式会社ツカガタ
1　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前11時50分
令和８年10月21日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２７２号
岐阜県羽島市江吉良町江西３丁目74番地
（ボー・パルテール201号室）
破産者　岩崎まり江
1　破産債権の届出期間　令和８年12月３日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前11時30分
令和８年10月22日　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２７号
新潟県燕市杣木1412番地
破産者　株式会社青山設計
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前10時30分
令和８年10月23日　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第５１号
新潟県燕市小高7046番地　サニービレッジＢ201号、前住所新潟県三条市桜木町26番６号
破産者　岩間　綾子
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月26日午前11時30分
令和８年10月23日　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第１６号
香川県仲多度郡琴平町273番地
破産者　國時　敬三
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午前11時
令和８年10月23日　高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４２号
熊本市中央区渡鹿１丁目18番18―601号
破産者　前田　瑞穂
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時15分
令和８年10月23日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１６号
熊本市北区植木町辺田野1161番地
破産者　中村　由華
1　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午前10時
令和８年10月23日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０号
山形市大字志戸田500番地３
破産者　後藤　深雪
1　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
2　一般調査期日　令和９年２月25日午前10時35分
令和８年10月23日　山形地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和６年（フ）第２４０２号
東京都品川区北品川五丁目６番１号
破産者　株式会社アースアカデミー
1　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
2　一般調査期間　令和９年４月14日から令和９年４月21日まで
令和８年10月23日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第１３号
北海道浦河郡浦河町字西舎124番地の１　浦河わらしべ園
破産者　川上　博行
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和７年（フ）第６７３０号
大阪府守口市豊秀町１丁目３番４―504号
破産者　佐藤　裕久
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９５号
大阪府池田市井口堂１丁目12番11号102号室
破産者　ホヤ床暖房株式会社
異議申述期間　令和８年12月17日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０３号
静岡県三島市松本２７６番地の１
清算株式会社　株式会社三島木工製作所
代表清算人　岩崎　俊哉
1　決定年月日　令和８年１０月１９日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生計画認可

令和８年（再）第２号
愛知県新城市豊栄１８０１番地の１
再生債務者　株式会社三河カントリークラブ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には，民事再生法１７４条２項各号に定める事由はない。
令和8年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第９３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台一丁目２番地の30
再生債務者　瀧口　拓也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２１号
宮城県大崎市古川飯川字坂下42番地２
再生債務者　杉山　光徳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号
茨城県つくばみらい市南481番地２
再生債務者　秋場　隆也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第８号
茨城県鹿嶋市大字奈良毛157番地４
再生債務者　上之原真弓
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（再イ）第９号
茨城県鹿嶋市大字平井20番地80
再生債務者　小松　康則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（再イ）第２９号
栃木県佐野市天神町725番地14
再生債務者　三浦　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第３０号
栃木県足利市福富町1002番地９
再生債務者　松本　啓吾こと　朴　　啓吾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第２７号
群馬県高崎市井野町857番地２
再生債務者　佐藤　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第２９号
群馬県高崎市八千代町三丁目４番２号　グロワールいとう103号
再生債務者　加藤　杏里
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第２２１号
神奈川県川崎市多摩区西生田５－３－３－２
再生債務者　清　　由巳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３８７号
東京都板橋区小豆沢２―27―10―201
再生債務者　門脇　潤子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１４２号
京都市伏見区久我西出町14番地157
再生債務者　工藤　吉和
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月７日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１０９号
広島市東区中山西１丁目17番９－３号
再生債務者　堀マルセロ実
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１６号
香川県綾歌郡宇多津町217番地17
再生債務者　大林　達雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（再イ）第７１号
鹿児島市坂之上７丁目35番６号
再生債務者　野口　俊樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第２２号
鹿児島県霧島市溝辺町麓2692番地７
再生債務者　久保　安功
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
沖縄県沖縄市比屋根７丁目８番12号　101号
再生債務者　嶺井　りか
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（再イ）第２号
大分県中津市大字東浜44番地８
再生債務者　杉内　恵太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで
大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和８年（再イ）第２１号
兵庫県伊丹市荻野６丁目64番地５
再生債務者　立花　秀康
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
北海道滝川市明神町４丁目１番３号
再生債務者　熊谷　真人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第４号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台２番７号
再生債務者　高橋　真理
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

令和８年（再イ）第１７号
千葉県木更津市清見台南４丁目12番158号
再生債務者　乙黒　龍太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第２１号
岐阜県大垣市平町708番地５、前住所岐阜県大垣市墨俣町上宿622番地１　メルベーユかみじゅく　A102
再生債務者　清水　義則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第９１号
静岡市葵区南２丁目５番41号
再生債務者　村松　文哉
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月３日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１９９号
愛知県春日井市下市場町１丁目４番地２　サンガーデン南城103号
再生債務者　青木　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２８１号
愛知県春日井市花長町２丁目18番地２
再生債務者　山本祐梨香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第５４号
愛知県岡崎市小呂町字マヤシリ７番地12
再生債務者　ツゲグリーンガーデンこと　柘植　京二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第１７号
愛知県豊橋市草間町字東山19番地　グリーンタウン高師Ｇ棟106号室
再生債務者　藤本　貴彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第２４号
愛知県豊川市蔵子６丁目５番地31　フェリーチェ201号室
再生債務者　八木　洋佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第２３６号
札幌市中央区円山西町９丁目２番45号
再生債務者　松谷　　豪
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２９号
釧路市入江町３番12号
再生債務者　佐藤　賢司
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２２号
栃木県大田原市山の手２丁目13番８号
再生債務者　藤田　公太郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再イ）第１０５号
千葉県松戸市東松戸３丁目12番地の５　ルピナス　グランデ306号
再生債務者　佐藤　　陽
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第９４号
静岡市清水区三保松原町15番地の25
再生債務者　齋藤　千里
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１０１号
静岡県藤枝市志太４丁目８番17号　グローリー尚徳306号
再生債務者　犬塚　祥貴
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第４７号
三重県四日市市羽津町23番15号　ナビハイツ霞ケ浦ステーション503号
再生債務者　原　　完司
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第３３号
鳥取県米子市淀江町佐陀1949番地５
再生債務者　南部　颯斗
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第１１０号
千葉県松戸市松戸1540番地の８　リバーサイド松戸102号
再生債務者　金丸　智広
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１２２号
北九州市小倉南区長尾５丁目14番６号（203）
再生債務者　三好　一希
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第８７号
千葉県松戸市東平賀559番地の１　サクシードＳ101号
再生債務者　中丸　和子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１３３号
北九州市小倉北区黄金１丁目９番１－203号
再生債務者　大佐古忠行
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月25日から令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第４８号
佐賀市光一丁目３番35－103号　カルディア光Ｉ
再生債務者　大内田寿仁
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１１号
千葉県君津市中野３丁目４－35　黒崎播磨中野寮105号室
再生債務者　中村　貴久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月18日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月２日から令和８年12月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第８号
福島県いわき市小名浜字富岡向90番地の２
グレイスレジデンスＡ203
再生債務者　樋口　　学
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１４号
福島県いわき市小名浜字大原境西190番地の３
再生債務者　黒須　茂樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（再イ）第１９９号
大阪府吹田市山手町４丁目22番４号
再生債務者　幸　　浩司
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月17日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２２号
釧路市武佐１丁目52番30号　村上　良一方
再生債務者　村上　和幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第７４号
埼玉県川越市川鶴３丁目４番地21
再生債務者　原田　麻那
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２０９号
大阪府東大阪市立花町５番９号　サンプラザ新石切　316
再生債務者　美まＲこと　丸尾　邦彰
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３１３号
大阪府三島郡島本町高浜２丁目21番７号
再生債務者　佐伯賢之奨
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月７日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７８号
札幌市豊平区福住１条７丁目１番２―402号
再生債務者　東舘めぐみ
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９８号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地８　セルベッサ札幌レジデンス301号
再生債務者　松永　秀昭
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０５号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目３番23号
再生債務者　能美　一也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１１号
札幌市北区北35条西９丁目３番１号　エステート35―402号
再生債務者　下田　聖司
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３６号
北海道石狩市花川南２条５丁目190番地
再生債務者　髙橋　　覚
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１５７号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目３番13号　グリンコートⅢＢ―102号
再生債務者　甲谷　　隆
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１６０号
北海道江別市大麻南樹町３番地　大麻団地Ｂ12―201
再生債務者　田中　辰也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦95番地19
再生債務者　猪飼　　伸
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（再イ）第４号
香川県三豊市高瀬町上高瀬4901－１
再生債務者　戸城　仁志
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（再イ）第１９号
群馬県館林市南美園町962番地の３
再生債務者　鯉沼　利幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月21日　前橋地方裁判所太田支部

令和７年（再イ）第３０４号
横浜市泉区和泉町7405番地８　パレスイズミ205
再生債務者　天満屋　学
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第７４号
神奈川県藤沢市立石１丁目12番６号
再生債務者　黒瀧　行雄
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第８２号
横浜市緑区青砥町356番地　サンメゾンヒラニ６号館205号室
再生債務者　宮野　至貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月22日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第５４号
神奈川県鎌倉市今泉台２丁目４番２号
再生債務者　春山　宏幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月23日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１３１号
千葉県船橋市習志野台５丁目22番23－３号
再生債務者　川名　瑞希
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１３５号
千葉県船橋市二和西４丁目31番13号
再生債務者　川村ジャシア
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２３４号
東京都練馬区下石神井４－24－22－101
再生債務者　吉田　元也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２７３号
東京都足立区古千谷本町３－９－10－110
再生債務者　砂山　郁美
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２９４号
東京都調布市布田１－31－１－602
再生債務者　宇都山　健
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６６号
仙台市若林区大和町４丁目５番９号　フレグランス栄Ｂ－202
再生債務者　福地しのぶ
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８１号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目19番５－711号
再生債務者　髙野　光陛
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第５３号
埼玉県春日部市粕壁6884番地９
再生債務者　浅沼　　剛
１　決議に付する再生計画案　令和８年６月17日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第２９号
埼玉県草加市花栗１－10－９　メゾンボヌールＢ　205（住民票上の住所）静岡県静岡市駿河区下川原四丁目17番15号
再生債務者　寺岡　俵太
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１０８号
名古屋市南区本星崎町字町530番地の31
再生債務者　稲垣　幸雄
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１４５号
愛知県大府市横根町箕手41番地の354　北海総業内
再生債務者　三原　　学
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２３７号
名古屋市昭和区福江１丁目18番１号　グランコート舞803号
再生債務者　山下　照平
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６９号
愛知県岡崎市福岡町字通長19番地　ＴｉａｒａⅡ　102
再生債務者　柴田　盛太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２０号
福岡県久留米市梅満町338番地12
再生債務者　江副　智則
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
福岡県八女市宅間田498番地１
再生債務者　原口　竜幸
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
佐賀市大和町大字久池井2108番地４
再生債務者　鳥谷　直子
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第２２号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜31番地13
再生債務者　竹ノ内優果
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（再イ）第３２号
東京都青梅市今寺４－24－７ビィートープ今寺206（住民票上の住所）東京都国分寺市光町１－38－７　1991ＫＵＮＩＴＡＣＨＩ　１Ａ
再生債務者　大川　和馬
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第６６号
東京都日野市日野本町４丁目18番地の33コートハウス日野103
再生債務者　松崎　寿治
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
令和８年（再イ）第２７号
三重県津市一身田平野622番地34
再生債務者　野崎　周
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日　津地方裁判所再生係
令和８年（再イ）第３１号
三重県津市垂水2063番地５
再生債務者　竹端　聖也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日　津地方裁判所再生係
令和８年（再イ）第２１号
群馬県富岡市妙義町下高田1808番地２
再生債務者　伊丹　美絵
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　前橋地方裁判所高崎支部
令和７年（再イ）第１３４号
千葉県柏市大室1160番地19
再生債務者　穂苅　亘政
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和８年（再イ）第１６号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島1599番地３
ハイツあかしや208号
再生債務者　北澤　大雅
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
甲府地方裁判所民事部破産係
令和８年（再イ）第２５号
長野県松本市寿北６丁目33番７号
再生債務者　森　広子（旧姓米窪）
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　長野地方裁判所松本支部
令和８年（再イ）第２７号
愛知県江南市尾崎町上田43番地９
再生債務者　岡　清二
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所一宮支部
令和８年（再イ）第２１５号
大阪府池田市神田１丁目３番22―302号（営業所の住所　大阪府池田市栄町４－４　池田ビル１階）
再生債務者　ともん家こと　松本　朋美
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第３４号
大阪府大阪狭山市今熊４丁目690番地の10
再生債務者　福田　誠
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和８年（再イ）第６７号
堺市東区北野田158番地４
再生債務者　足立　圭司
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和８年（再イ）第４０号
和歌山市吉礼517番地９
再生債務者　寺澤　信一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和８年（再イ）第１０２号
札幌市豊平区中の島１条10丁目11番10―902号
再生債務者　小島　直人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第１２８号
北海道千歳市豊里３丁目６番７号
再生債務者　山下　将範
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第１５５号
札幌市南区藤野４条４丁目６番10号
再生債務者　森　啓二
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第１６１号
札幌市南区石山東３丁目７番16号　ガレリア石山202号
再生債務者　山田　正人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
札幌地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第３２号
滋賀県湖南市下田1338番地１（205号）
再生債務者　齊藤　哲平
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
大津地方裁判所民事部再生係
令和７年（再イ）第５１号
和歌山市加納366番地６
再生債務者　西端　正彦
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和８年（再イ）第１８号
福島県郡山市安積二丁目183番地　ソレイユ202号
再生債務者　渡辺　淳
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月24日まで
令和８年10月23日
福島地方裁判所郡山支部再生係
令和８年（再イ）第１０２号
神戸市兵庫区梅元町13番15号
再生債務者　向山　英世
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１６号
長崎県大村市日泊町1386番地１
再生債務者　山下　麻子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第５２号
鹿児島市吉野町6006番地20
再生債務者　南　　寿和
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第１２号
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字東176番地17
再生債務者　荒木　優輔
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月18日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月22日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和８年（再イ）第１４号
青森県弘前市大字取上五丁目８番地48
再生債務者　木村和香子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（再イ）第７６号
広島市南区東雲本町３丁目１番７―402号
再生債務者　佐本　純一
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６号
広島県呉市中央５丁目１番30―501号
再生債務者　松田　清司
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　　広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第１５号
広島県三原市明神２丁目７番３号　メゾン・ド・ファミーユ102号
再生債務者　岩田　雄樹
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第１２号
高知市鳥越40番地36
再生債務者　中田麻奈美
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月２日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月19日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
熊本県八代市萩原町二丁目９番20号
再生債務者　下岡永喜郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月23日　熊本地方裁判所八代支部

令和８年（再イ）第５３号
北九州市小倉北区下到津５丁目10番21―1107号
再生債務者　二坂　正光
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月11日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第７６号
兵庫県姫路市網干区高田13番地３　メゾンカルフールＢ101
再生債務者　堀井　悠佑
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７８号
岡山市南区福富中一丁目15番25号　エクレール101
再生債務者　伊藤　凌平
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第５４号
北九州市八幡西区別所町15番10―402号
再生債務者　小石原英郎
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５８号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目３番12―202号
再生債務者　吉岡　信哉
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第５１号
兵庫県高砂市高砂町木曽町７―21　レオパレス清浪舎202号室（住民票上の住所）徳島県徳島市八万町中津浦110番地の８
再生債務者　中野　昌彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第５９号
兵庫県加古川市尾上町養田1304番地　レジュール・ブリアン205号
再生債務者　藤田　滉輝
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第５０号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目２番15号
再生債務者　山本　愛子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月23日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和７年（再イ）第３４７号
名古屋市千種区向陽町３丁目10番３　レイディエンス向陽202（住民票上の住所）京都市右京区鳴滝般若寺町５番地29
再生債務者　木村　章人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番20番地５
再生債務者　早坂　裕輝
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月23日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第４号
愛知県東海市東海町３丁目３番７号　エステートグリーンⅡ305号室
再生債務者　濱島　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再ロ）第１２号
札幌市北区東茨戸２条１丁目25番７号
再生債務者　須貝　翔
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再ロ）第１号
山梨県富士吉田市下吉田５丁目29―19
再生債務者　渡邊　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月19日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月３日から令和８年12月24日まで
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和８年（再ロ）第１３号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目５番10号
再生債務者　船戸　一洋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再ロ）第６号
大分市椿が丘１丁目６番２号
再生債務者　金澤　裕幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第３号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟501号
再生債務者　倉林　守
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年７月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再ロ）第７号
大阪府富田林市甘山二丁目５番69号
再生債務者　藤井　博之
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再ロ）第１号
栃木県那須塩原市黒磯652番地47
再生債務者　平山　潤
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（再ロ）第２号
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
再生債務者　濵本　愛樹
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月20日まで
令和８年10月23日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号
北海道砂川市東２条南６丁目１番17―11号
再生債務者　黒田　勇太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再ロ）第１号
埼玉県八潮市大字木曽根896番地１
再生債務者　根岸ジャンレオこと　デ　レオン　ジャン　レオ　プノ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再ロ）第５号
北九州市小倉南区中吉田４丁目22番８号
再生債務者　松本　和政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再ロ）第２号
千葉県松戸市栄町５丁目319番地の14
再生債務者　金武　由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１４号
高知市新屋敷１丁目11番34号
申立人　髙野　廣茂
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）高知市高須1381番地55
所在等不明共有者　政木多鶴子
届出期間満了日　令和９年２月18日
令和８年10月16日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　南国市岡豊町小蓮字重岩
地番　1241番
地目　山林
地積　4958平方メートル
所在等不明共有者の持分　２分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１４号

北九州市小倉北区城内1番1号
申立人　北九州市長　竹内　和久
住所・居所　不明
（最後の住所及び物件目録1・5の不動産登記記録上の住所）福岡県久留米市宮ノ陣4丁目25番27号
（物件目録2・3・4の不動産登記記録上の住所）北九州市門司区柳町1丁目8番18－1103号
所有者　亡遠藤又一相続財産（不動産登記記録上の氏名　遠藤　又一）
届出期間満了日　令和8年12月21日
令和8年10月19日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　北九州市小倉北区熊谷1丁目
地番　44番32
地目　宅地
地積　198．93平方メートル
2　所在　北九州市小倉北区熊谷1丁目
地番　44番10
地目　宅地
地積　36．05平方メートル
（持分5分の1）
3　所在　北九州市小倉北区熊谷1丁目
地番　44番27
地目　宅地
地積　29．12平方メートル
（持分5分の1）
4　所在　北九州市小倉北区熊谷1丁目
地番　44番56
地目　宅地
地積　6．65平方メートル
（持分5分の1）
5　所在　北九州市小倉北区熊谷1丁目44番地32
家屋番号　44番32
種類　居宅
構造　木造セメント瓦葺2階建
床面積　1階　62．62平方メートル
2階　24．52平方メートル

令和８年（チ）第１５号

福岡県大野城市曙町二丁目２番１号
申立人　大野城市
福岡県田川郡川崎町大字安眞木3372番地　ハーティーマインドあまぎ
（土地につき不動産登記記録上の住所）
福岡県大野城市中一丁目19番８号
所有者　亡久戸瀬政隆相続財産
届出期間満了日　令和８年12月２日
令和８年10月20日
福岡地方裁判所第４民事部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　大野城市中一丁目
地番　855番４
地目　宅地
地積　109.22平方メートル
2　所在　大野城市中一丁目
地番　855番13
地目　宅地
地積　1.77平方メートル
3　（主である建物の表示）
所在　大野城市中一丁目855番地4
家屋番号　855番４の２
種類　居宅
構造　木造セメント瓦葺２階建
床面積　1階　44.43平方メートル
2階　33.12平方メートル
（附属建物の表示）
符号　1
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　9.93平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１２号

香川県高松市番町一丁目８番１５号
申立人　高松市
住所・居所　不明
（閉鎖事項全部証明書上の本店）東京都中央区銀座三丁目１１番６号
（不動産登記簿上の住所）高松市栗林町一丁目２番８号
所有者　永禄建設株式会社
届出期間満了日　令和８年１２月１８日
令和８年１０月１６日
高松地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　高松市成合町字西下所
地番　４８４番７
地目　宅地
地積　１．７１平方メートル
2　所在　高松市成合町字西下所
地番　４８４番１
地目　公衆用道路
地積　１７９平方メートル
3　所在　高松市成合町字西下所
地番　４６５番２０
地目　公園
地積　２６９平方メートル
4　所在　高松市成合町字西下所
地番　６２７番９
地目　公衆用道路
地積　４５９平方メートル

令和８年（チ）第２５号

札幌市中央区南４条東５丁目１番地９
申立人　北海道ケミカル株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都豊島区南池袋２丁目４１番７号
所有者　山田　和子
届出期間満了日　令和８年12月19日
令和８年10月19日
札幌地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　札幌市白石区川下
地番　２０６５番５１
地目　原野
地積　２３１平方メートル

令和８年（チ）第８号

香川県高松市番町四丁目１番１０号
申立人　香川県知事　池田　豊人
住所・居所　不明
（最後の住所）香川県木田郡牟礼町大字牟礼２３７７番地１　シャトレ１１０９
所有者　岡本　幸子
届出期間満了日　令和８年１１月１６日
令和８年１０月１６日
高松地方裁判所丸亀支部
（別紙）
物　件　目　録
1　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番３８７
地　目　山林
地　積　９７９㎡
2　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４００
地　目　山林
地　積　３３１㎡
3　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４０１
地　目　山林
地　積　３３２㎡
4　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４０２
地　目　山林
地　積　３３１㎡
5　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４０３
地　目　山林
地　積　３３０㎡
6　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４０４
地　目　山林
地　積　５４７㎡
7　所　在　香川県坂出市大屋冨町字筵岩
地　番　３０９５番４０５
地　目　山林
地　積　９９２㎡

以上

令和８年（チ）第３０４６号

申立人　株式会社湘南総建
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都渋谷区大山町１８
所有者　神野美喜恵
届出期間満了日　令和９年１月１９日
令和８年１０月１５日
東京地方裁判所
（別紙）物件目録
所在　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目
地番　１４番２８
地目　公衆用道路
地積　６．７４平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二一四頁（号外第一四三号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一七四頁（号外第一四三号）
令和八年十一月二日
北海道札幌市東区北十一条東一丁目一番一号
（甲）株式会社北海道第一興商
代表取締役　高玉　友伸
北海道帯広市西二条南六丁目六番地一
（乙）株式会社東北海道第一興商
代表取締役　藤村　和成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　九十六頁（号外第一四二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　九十六頁（号外第一四二号）
令和八年十一月二日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（甲）そだてるソーラーファーム株式会社
代表取締役　長南　雅登
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（乙）再エネ電源開発株式会社
代表取締役　長南　雅登

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.kel.co.jp/ir/stock/koukoku.html
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月三日
掲載頁　四頁
令和八年十一月二日
東京都中央区京橋二丁目一三番一〇号
（甲）兼松エレクトロニクス株式会社
代表取締役　渡辺　亮
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（乙）株式会社ＢＣＪ－６１
代表取締役　梶原　亮洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十二日
掲載頁　十五頁
令和八年十一月二日
東京都港区北青山一丁目二番三号
（甲）合同会社ミント
代表社員　合同会社スペース
職務執行者　長坂　英樹
東京都港区北青山一丁目二番三号
（乙）カロンホールディングス株式会社
代表取締役　寺田　裕亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.yamaha-robotics.com/
（乙）掲載紙　信濃毎日新聞
掲載の日付　令和八年三月四日
掲載頁　二十三頁
令和八年十一月二日
東京都武蔵村山市伊奈平二丁目五一番地の一
（甲）ヤマハロボティクス株式会社
代表取締役　中村　亮介
長野県千曲市大字羽尾八〇番地
（乙）アピックヤマダ・プレシジョン株式会社
代表取締役　宮田　靖久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和九年四月一日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.tlt.co.jp/tlt/information/koukoku/koukoku.htm
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一五五頁（号外第一四三号）
令和八年十一月二日
神奈川県横須賀市船越町一丁目二〇一番一
（甲）東芝ライテック株式会社
代表取締役　西原　隆史
東京都品川区南品川二丁目二番一三号
（乙）エルティーライト株式会社
代表取締役　籾山　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://holdings.alpico.co.jp/ir
令和八年十一月二日
長野県松本市井川城二丁目一番一号
（甲）アルピコアセットデザイン株式会社
代表取締役　今村　正平
長野県北安曇郡白馬村大字北城三五四九番地
（乙）株式会社ハーベスト
代表取締役　今村　正平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十六日
掲載頁　五十頁（号外第七十号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　一三八頁（号外第一四二号）
令和八年十一月二日
大阪市中央区久太郎町一丁目九番二八号
（甲）株式会社ＡｓＢｅｅ
代表取締役　福井　建太
大阪市北区東天満二丁目九番一号
（乙）株式会社アイニード
代表取締役　木俣　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する二十一件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

東京都新宿区富久町八番二六号東京ユナイテッド綜合事務所内

（甲）ソーラーブリッツ１号合同会社

代表社員　ソーラーブリッツホールディングス１号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーベガ合同会社

代表社員　ソーラーベガホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により楽天証券株式会社（乙、住所東京都港区南青山二丁目六番二一号）のラップ事業（楽ラップ、楽天証券ラップサービス（ＩＦＡ標準及びＧＡＩＡ専用）並びにターゲットイヤーラップから成る事業）に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、当社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十月二十二日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rakuten-toushin.co.jp

（乙）http://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/disclosure/public_announcement/

令和八年十一月二日

東京都港区南青山二丁目六番二一号

楽天投信投資顧問株式会社

代表取締役　東　眞之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資運用業及び投資助言・代理業に関する事業並びに第二種金融商品取引業の一部（具体的には自社ファンド（乙が一任・投資顧問運用者として又はアレンジャーとして組成したファンドをいいます。）に係る第二種金融商品取引業及びこれに付随する事業）の事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました（かかる吸収分割を、以下「本吸収分割」といいます。）。

本件に関しましては令和八年八月三日付官報にて公告しておりますが、今回甲乙間において締結した令和八年八月三日付吸収分割契約書（以下「原契約」といいます。）第一条に定める承継事業を本事業に変更するとともに、原契約の内容を一部変更するため、甲と乙との間で変更覚書を締結いたしましたので、改めて公告します。また、かかる変更覚書により、本吸収分割に係る効力発生日を令和八年十一月四日から令和九年一月八日に変更いたしましたので、公告いたします。本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一六〇頁（号外第一七四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月三日

掲載頁　一六〇頁（号外第一七四号）

令和八年十一月二日

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング三階

（甲）ＧＩキャピタル・マネジメント準備会社株式会社

代表取締役　リー・チャン・ホ

東京都千代田区麹町一丁目七番地相互半蔵門ビルディング三階

（乙）ＧＩキャピタル・マネジメント株式会社

代表取締役　リー・チャン・ホ

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙及び丙がそれぞれ営む製品の販売、マーケティング、流通及びアフターサービス・顧客サービスの事業に関して有する権利義務を承継し乙及び丙はそれらを甲に承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一五八頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　二〇七頁（号外第一三九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一五八頁（号外第一三九号）

令和八年十一月二日

東京都港区港南一丁目七番一号

（甲）ソニーコンスーマーセールス株式会社　代表取締役　福田　行信

東京都港区港南一丁目七番一号

（乙）ソニーマーケティング株式会社

代表取締役　川口　大輔

東京都港区港南一丁目七番一号

（丙）ソニーカスタマーサービス株式会社

代表取締役　平尾　哲也

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により、楽天投信投資顧問株式会社（乙、東京都港区南青山二丁目六番二一号）に対して当社が営むラップ事業（楽ラップ、楽天証券ラップサービス（ＩＦＡ標準及びＧＡＩＡ専用）及びターゲットイヤーラップのサービスにより構成される事業）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年十月二十二日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/disclosure/public_announcement/

（乙）https://www.rakuten-toushin.co.jp

令和八年十一月二日

東京都港区南青山二丁目六番二一号

楽天証券株式会社

代表取締役　楠　雄治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する鞍手開発株式会社（住所埼玉県鴻巣市栄町二番一二号）に対して当社の新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

埼玉県鴻巣市栄町二番一二号

鞍手開発合同会社

代表社員　株式会社ＥＳホールディングス

職務執行者　仁井　秀男

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アベウェアハウス（住所東京都江東区東陽二丁目二番二〇号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月二十五日

掲載頁　四頁

令和八年十一月二日

東京都江東区東陽二丁目二番二〇号

株式会社阿部東陽ビル

代表取締役　阿部　惠一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

北海道岩見沢市幌向南一条一丁目一三番地一

合同会社ＳＡＳＵＫＥ　ＮＥＸＴ

代表社員　藤沼　麻衣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

秋田県湯沢市山田字下六日町二六番地

合同会社リンク

代表社員　丹　正和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月八日であり、組織変更後の商号は株式会社ｔｈｉｎｋｉｓｔとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
茨城県水戸市見和一丁目三一七番地五号
トータルＷＥＢコンサルティング合同会社
代表社員　海老根正樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
千葉県千葉市花見川区み春野二丁目一〇番一八号
合同会社ＣＬＡＳＡＭ
代表社員　川原　祥馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五Ｆ
Ｂｉｚ　Ｌｉｎｋ　Ａｇｅｎｃｙ合同会社
代表社員　西原　耕成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月二日
東京都新宿区西新宿八―九―八ＧＲＡＮＰＡＳＥＯ西新宿三〇二号
ＮＡＮＡＩＲＯ合同会社
代表社員　堀川　彩菜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
東京都品川区南大井六―二八―九大成ビル四Ｆ
ＡＭＰ合同会社
代表社員　稲垣　純弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月二日
愛知県知多郡美浜町大字河和字古屋敷六〇番地二〇
ＤｅｎＫｅｎ合同会社
代表社員　今井　孝仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月四日であり、組織変更後の商号は株式会社釜屋山本商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
三重県四日市市中部八番二一号
合名会社釜屋山本商店
代表社員　山本　雅昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＳＯＥＬ　ＣＯＬＬＥＣＴＩＯＮ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
大阪市浪速区難波中二丁目九番三号丸丹難波ビル
ＳＨＯＷＴＩＭＥ　ＦＩＴＮＥＳＳ合同会社
代表社員　河野　勝一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社楓とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日
島根県松江市大庭町一九番地五
合同会社楓
代表社員　横井　誠二

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月七日を払込期日とする募集株式の発行（以下「本募集株式の発行」という。）により資本金の額が増加することを条件として、本募集株式の発行による資本金の増加額の全額を減少し、資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十三日
掲載頁　一八二頁（号外第二三三号）

令和八年十一月二日
東京都港区南青山二丁目二番一五号
株式会社ＩＤＩインフラストラクチャーズ
代表取締役　石坂　弘紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　二五五頁（号外第一四三号）

令和八年十一月二日
東京都渋谷区渋谷二丁目一七番一号渋谷アクシュ二一Ｆ
株式会社ジェクトワン
代表取締役　大河　幹男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年八月十七日
掲載頁　七頁

令和八年十一月二日
東京都港区海岸一丁目七番一号
ＤｉＤｉモビリティジャパン株式会社
代表取締役　和久山大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月二日
広島県福山市東町三丁目五番二三号
有限会社平岡写真館
代表取締役　平岡　義弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十八万九千五百四十円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を六億三千九百九十五万三百八十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年二月二十六日
掲載頁　一七〇頁（号外第三十九号）

令和八年十一月二日
東京都品川区西五反田四丁目三二番一号東京日産西五反田ビル七階
株式会社ナンバーナイン
代表取締役　小林　琢磨

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千万円、資本準備金の額を五億三千万円減少し、それぞれ九千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年八月二十一日
掲載頁　九十二頁（号外第一八七号）

令和八年十一月二日
東京都港区南麻布三丁目二〇番一号
株式会社フレイムハーツ
代表取締役　筑紫　敏矢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が二億二千万円、資本準備金の額が二億二千万円増加することを条件として、資本金の額を二億二千万円、資本準備金の額を二億二千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和九年三月三十一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　山梨日日新聞

掲載の日付　令和八年六月二十七日

掲載頁　二十一頁

令和八年十一月二日

山梨県富士吉田市下吉田東四丁目三番一号

株式会社富士セイセン

代表取締役　遠藤　康弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

群馬県前橋市江田町一一一番地の二

フジコー株式会社

代表取締役　根岸　誠

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号

株式会社アイエスネットワーク

代表取締役　河村　巧

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

静岡県浜松市中央区渡瀬町一〇〇〇番地の一

株式会社林工組

代表取締役　伊藤　友輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

静岡県富士市大渕字南一〇七五番地の二

アキヤマエヌシーテープセンター株式会社

代表取締役　秋山　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

大阪府大阪市天王寺区上本町九丁目四番一七号

近鉄レンタリース株式会社

代表取締役　島　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

神戸市中央区波止場町六番四号

神港倉庫株式会社

代表取締役　北村耕一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

長崎県島原市下川尻町四五番地

株式会社海望荘

代表取締役　松本　展枝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月二日

沖縄県宜野湾市大山七丁目一一番一〇号

ＡＬＳＯＫ沖縄株式会社

代表取締役　秋吉　直敏

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ｍａｔｓｕｙａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月二日

長崎県大村市本町三九五番地三

株式会社まつや

代表取締役　松本　晋司

限定承認公告

本籍東京都大田区田園調布二丁目二三番、最後の住所神奈川県川崎市中原区丸子通一丁目六三六番地四　朝日多摩川マンション七〇六

被相続人　亡　刀根　伸弘

右被相続人は令和八年一月二十三日死亡し、その相続人は令和八年十月二十一日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都狛江市東野川四丁目四番五号

限定承認者　松尾　優花

限定承認公告

本籍東京都北区豊島三丁目七番、最後の住所東京都北区上中里一丁目四五番三号

被相続人　亡　村上　忠一

右被相続人は令和八年六月二十九日死亡し、その相続人は、令和八年十月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都豊島区駒込四丁目一四番一七―六〇三号

限定承認者　岡田　次子

金融商品取引業に係る吸収分割の公告

当社は、吸収分割により楽天投信投資顧問株式会社（住所　東京都港区南青山二丁目六番二一号）に対して、当社が営むラップ事業（楽ラップ、楽天証券ラップサービス（ＩＦＡ標準及びＧＡＩＡ専用）及びターゲットイヤーラップのサービスにより構成される事業）に関して有する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

効力発生日は令和九年一月一日を予定しています。

なお、本吸収分割により、顧客取引の結了並びに金融商品取引業等に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還を行う必要性は生じませんので、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五条第二項の規定により公告すべき内容はございません。

令和八年十一月二日

東京都港区南青山二丁目六番二一号

楽天証券株式会社

代表取締役　楠　雄治

任意清算公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目三番一三号

合名会社ＡＩＵタイムシェア

清算人　有田　道生

訂正公告

令和八年十月十三日（号外第二二四号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、減少する資本金の額「一億一三三〇万二〇〇〇円」とあるは「一億一三三〇万二四〇〇円」、減少する資本準備金の額「一億二二三〇万二〇〇〇円」とあるは「一億二二三〇万二四〇〇円」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年十一月二日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南六丁目四番三七―Ｂ―二〇五号

大木ホールディングス株式会社

代表取締役　大木　亮

訂正公告

令和八年十月二十一日（号外第二三一号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑤「本店　東京都葛飾区金町六―五―八ベルハウス金町ビル６Ｆ」とあるは「本店　東京都葛飾区金町六丁目５番８号」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月二日

東京都葛飾区金町六丁目五番八号

株式会社ダイナムビジネスサポート

代表取締役　松岡　大成